

令和元年度ベトナムインバウンド促進強化・宮城県産品発信事業 業務委託仕様書（案）

1 委託業務の実施

宮城県（以下「発注者」という。）が実施する令和元年度ベトナムインバウンド促進強化・宮城県産品発信事業業務（以下「委託業務」という。）の実施について、受注者は、本仕様書により委託業務を実施するものとする。

2 実施目的

企業や行政による視察旅行，研修旅行，報酬旅行（インセンティブツアー），大学研究機関による訪日教育旅行等，ベトナム国内における潜在的なニーズを発掘するとともに，テーマに基づく県内の視察を行うことで，持続的な本県への訪問誘致を目指すとともに，宮城県産品や東北・宮城の認知向上を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和2年3月20日（金）まで

4 事業の効率的な実施

本事業は，地方創生推進交付金に基づき実施される事業であることを踏まえ，受注者は，県内経済の好循環の実現に向けて，その趣旨に沿った事業を展開するとともに，事業の効率的な実施に努めるものとする。

5 委託業務の内容等

企業や行政による視察旅行，研修旅行，報酬旅行（インセンティブツアー），大学研究機関による訪日教育旅行等のベトナム国内における潜在的なニーズを発掘するとともに，継続性の高いテーマを1つ設定の上，下記の業務を実施すること。

（1）設定したテーマに合致したベトナム関係者の招請及び情報発信

イ 招請期間及び招請する被招請者の数

（イ）招請期間

令和元年8・9・10月中のうち，4泊5日程度（渡航にかかる日数は含まない。）。

（ロ）被招請数

受注者は，テーマに合致したベトナム関係者を7名以上招請するものとする。

ロ 被招請候補者の選定及びスケジュールの確保

被招請候補者のリストを作成し，発注者の承認を受けた上で，候補者のスケジュールを確保するものとする。

ハ 被招請者との連絡調整等

発注者の指示により随時，招請するベトナム関係者等との連絡調整，問合せ対応及び情報収集等を実施するものとする。

ニ 各種資料の作成及び翻訳

以下の資料を作成及び翻訳を実施し、調整時に使用するとともに、発注者の指示により提出するものとする。

- (イ) 招請するベトナム関係者の紹介資料（日本語）
- (ロ) 行程表（日本語、ベトナム語又は英語）
- (ハ) 視察・取材先等に関する資料（日本語、ベトナム語又は英語）
- (ニ) その他事業実施に際して必要な資料

ホ 視察・取材先の選定及び連絡調整等

受注者は、設定したテーマに合致する県内の県産品製造業者、ベトナム人を雇用する企業や施設、県内観光地等の視察・取材先候補を選定し、発注者と調整の上で、視察・取材先とのアポイントを取得し、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

ヘ 被招請者の旅行手配業務

被招請者が円滑に宮城県を訪問し、取材・視察等を実施することができるよう、以下の旅行手配業務を行うものとする。

- (イ) ベトナムと宮城県との往復の航空券，鉄道，その他移動に関する一切
- (ロ) 招請期間中の宿泊施設
- (ハ) その他被招請者の旅行に必要な事項一切

ト 取材・視察中の移動手配

受注者は、宮城県内の取材・視察に必要な車両を選定し、手配するものとする。また、視察・取材先、宿泊するホテル等までの合理的な移動経路並びに視察・取材先やホテル等における車両の進入経路、停車位置及び駐車位置を事前に確認、調整するものとする。

チ 視察中の添乗員及び通訳者の手配

受注者は、宮城県内視察において、添乗員を1名配置するものとする。配置する添乗員は原則、旅行業務歴5年以上で、旅程管理主任者の資格を保有しているものとし、取材・視察に係るアテンドの一切を担うものとする。また受注者は、ベトナム語・日本語の通訳者を1名以上手配するものとする。通訳者のレベルはビジネスレベルとする。

なお、当該添乗員及び通訳者の移動及び宿泊に関する費用についても、受注者が負担するものとする。

リ 被招請者による情報発信

被招請者は、本招請による本県の視察内容について、ベトナム国内において広く効果的に発信するものとする。

(2) 設定テーマに基づくさらなる誘致を目指した現地プロモーション

受注者は、招請結果等を踏まえ、事業期間内にさらなる誘致を実現するため、ベトナム国内において現地セミナー、セールスコール、旅行博出展等のプロモーションを実施するものとする。

(3) 報告書の作成及び提出

受注者は、事業の実施結果を報告書にまとめ、発注者に提出すること。

(4) 県内経済の好循環の実現

地方創生の観点から踏まえ、本事業を実施することで、広く県内経済の好循環が実

現するようなスキームとすること。

(5) 宮城県が別に実施するベトナム事業との連携

受注者は、発注者が別に実施するマーケティング支援事業、宮城県産品販路開拓支援事業、宮城県内企業のベトナム進出支援事業等との連携に努めるものとする。

6 守秘義務等

(1) 機密の保持

受注者は（再委託により受託した者を含む。以下同じ。）、委託業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、委託業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(2) 個人情報の保護

受注者は、委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

7 成果品の利用（二次利用等）

委託業務による成果品の著作権は発注者に帰属するものとするほか、発注者は、委託業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、受注者は、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応するものとする。

8 委託業務の手続

委託業務の手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

9 委託業務の目標

本業務に係る目標設定は次のとおりとする。

【アウトプット】

- (1) 招請人数 7人
- (2) 現地プロモーションの実施 2回

【アウトカム】

テーマに基づく誘致件数 1件

10 その他

上記以外の事項について処理する必要がある場合は、受注者は発注者と速やかに協議の上、互いに誠意を持って解決に取り組むこととする。